

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- * 「いじめは絶対に許されない行為である」ということを毅然とした態度で示す。
- * 「いじめは誰にも起こりうる」という立場で、未然防止や早期発見に努める。
- * お互いを認め合ったり人の役に立ったりする教育活動や生徒自身がいじめについて考える場を通して、いじめの起こりにくい環境づくりに努める。
- * いじめを発見した場合は、早期に学校組織として対応する。
- * いじめ問題への対策を、家庭や地域、関係機関などと連携し、社会全体で進めていく。

【未然防止】

- * いじめは絶対に許されない行為であることを、全校集会や学級活動などの場面で、学校のメッセージとして発信していく。
- * ピア・サポート活動を取り入れ、いじめが起こりにくい人間関係づくりを推進する。
- * 道徳教育を全校体制で推進し、充実を図る。
- * 学級活動や生徒会活動などを通して、生徒自らがいじめについて考える場をつくる。
- * 保護者や地域に対して、いじめに関する情報を得た場合には学校に相談するよう、呼びかける。
- * 提言調査等を通じて教職員の意識啓発を図る。
- 昨年度の取り組みの評価—
- ・道徳教育やピア・サポート活動を充実させ、いじめが起こりにくい人間関係・環境作りに努めることができた。

【早期発見】

- * 日頃の指導の中で、生徒や保護者との信頼関係を築き、気軽に相談できる雰囲気をつくる。
- * 生徒の日頃の表情の変化や生活ノートの中の日記等から、生徒の実態把握に努める。
- * 学校生活アンケートを定期的実施、いじめの早期発見に努める。
- * 養護教諭や学校支援員、カウンセラー等と連携し、悩みを抱えている生徒の実態をつかむ。
- * 家庭訪問や面談等で本人や保護者の相談に寄り添い、いじめのサインとなるような情報を得る。
- * ネットパトロール等の情報を活用し、早期発見に努める。
- 昨年度の取り組みの評価—
- ・生徒や保護者との信頼を築くとともに、養護教諭、支援員等との連携も強め、情報収集に力を入れることができた。

【早期対応】

- * アンケート等でいじめの報告を受けた場合や、いじめを受けていると思われる場合は、早期に事実確認を行う。
- * いじめが確認された場合は、いじめを早急に制止し再発防止のための措置をとるとともに、市へいじめの内容や指導の経緯を報告する。
- * いじめに対して組織的に対応する。必要に応じ、被害者への支援や加害者への指導・助言を専門家の協力を得て行う。
- * 重大事態が発生した場合は、早期に組織的な対応をし、事実関係を明確にする調査を行う。
- 昨年度の取り組みの評価—
- ・生徒、保護者面談をこまめに行うことができた。
- ・生徒に寄り添い、積極的に声をかけることができた。
- ・毎週生活部会を設定し、指導対応方針を共有することができた。

【PTAや地域との連携】

- * 学校便り等を利用し、家庭において子どもとの関わりや対話を大切にし、家庭が子どもにとって安心できる居場所となるよう、啓発していく。
- * 「学校運営協議会」や「民生児童委員と語る会」などの場で、PTA役員や自治会、民生委員、児童委員などと情報交換を図り、連携を深める。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- * 道徳教育の充実を図る中で、いじめに関わる資料を取り上げ、いじめについて考え、自己を振り返る場をもつ。
- * 学級活動や生徒会活動の中で、いじめについて考え、いじめをなくそうというメッセージを伝え合う場を設ける。

【いじめ対策委員会】

- 《学校職員》
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、(関係生徒に関わる職員)
- 《地域や保護者の代表》
自治会代表、民生児童委員、主任児童委員、PTA役員代表

【職員研修・指導体制】

- * 生徒理解研修(4月)を実施し、生徒理解に努める。
 - * いじめ防止の職員研修(「静岡県いじめ対応マニュアル」、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」の内容確認や事例をもとにした研修)の実施。
 - * 校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、市教委と連携して、実情に応じた対策を推進する。
- 【取組等の点検】
- * 運営委員会や生徒指導委員会の中で定期的に生徒の様子や情報の交換をし、いじめの早期発見や早期対応などについての取り組みを点検する。

【関係機関との連携】

- ・教育委員会や市の子ども発達支援センター、警察のサポートセンターなどと連携して、情報を共有する。
- ・専門家による「ネットトラブル防止講座」など、関係機関を活用して生徒や保護者への啓発を図る。